



2013年度の法人所得税（CIT）及び付加価値税（VAT）の支払延期に関するガイダンス

2013年3月

要約

- ▶ Circular 16/2013/TT-BTC（2013年03月25日より有効となる）は2013年度の法人税及びVATの納税延期に関する指標、条件及び手続きのガイドラインとなる。
- ▶ 条件を満たす企業は付録1と付録2（Circular 16に添付する）を作成して、法人税申告書とVAT申告書と共に提出する必要がある。

2013年02月08日に、生産・販売の困難を解決し、市場支援対策に関して2013年01月07日付けで政府 Resolution 02/NQ-CPの施行の詳細ガイドラインCircular 16/2013/TT-BTC（Circular 16）を公表しました。

Circular 16では納税延期の対象となる中小企業の条件を詳細にまとめたガイドラインです。本Circularは土地リース料及び土地使用料に関するVATやCITをも規定しています。納税延期される法人税及びVATに関する特筆すべき点を以下に記載いたします。

法人税の納税延期

Circular 16は2013年の第I四半期の法人税が更に6ヶ月支払延期、2013年の第IIと第III四半期の法人税が更に3ヶ月支払延期されると再度確認しました。更にCircularは以下の通り詳細に規定しました：

- ▶ 中小企業は親会社-子会社の形で組織され、労働者数に関する条件（フルタイムの労働者を200人以下使用）を満たし、2012年の売上が200億VND以下の場合、法人税の支払延期対象になります。
- ▶ 企業は親会社-子会社の形で組織され、全体で300人以上労働者を使用する場合、親会社が納税延期対象かどうかを判断する時は、子会社の従業員の数を入れません、また子会社が条件に当てはまるかを判断するときには、親会社に属する従業員数を計上しません。
- ▶ 2013年の第I、第II、第III四半期の法人税は該当年度の第I、第II、第III四半期を暫定的に計算した税額となります。

- ▶ 異なる経営活動所得を個別に計算できない場合、納税延期法人税は企業の総売上に対する支払延期経営活動売上の比率に基づき、算定されます。
- ▶ 金融・銀行分野で活動していない中小企業は利息など金融活動所得からの所得がある場合、該当所得に課税される税金は納税延期の対象となります。
- ▶ 法人税納税延期対象となる企業は付録1（Circular 16に添付される）を作成して、法人納税延期対象に属する企業であると明記した四半期税金申告書に添付して税務当局に提出します。
- ▶ 納税延期期間中に、延期税額に対する延滞金は課されません。

VAT納税延期

Circular16では2013年01月から03月までVATの6ヶ月納税延期を明確にしています。その詳細は次の通りです。

- ▶ 納税延期VATには輸入VATを含みません。
- ▶ 企業の本社が位置する省以外に支店（省外に建設、組み付け、販売活動があり、1%、2%VAT税率で暫定的に申告する支店を含まない）は個別に税務機関に税金を申告する場合、該当支店も納税延期対象になります。
- ▶ 納税延期の条件を満たす企業は2013年1月VATを申告して、納税し、その後で追加、修正を申告する場合は、余分額（該当の場合）はその他活動VAT又は次期のVATに相殺するか、或いは還付請求できます。
- ▶ 納税延期には、企業は付録02（Circular 16に添付する）を作成して、延期される月のVAT申告書に添付して提出しなければなりません。

Circular 16は2013年03月25日より有効となります。上記のCircular に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも当事務所までご相談ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Thanh Trung Nguyen thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
Trang Pham trang.pham@vn.ey.com	ディレクター
The Gia Tran the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
佐藤 行洋 yukihiro.sato@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー
Kyung Hoon Han Kyung.hoon.han@vn.ey.com	韓国系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Nhung Tran Thi Tuyet nhung.tran@vn.ey.com	パートナー
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	パートナー
Sarah Jubb sarah.jubb@vn.ey.com	エグゼクティブ・ディレクター
Thinh Xuan Than thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
Thy Anh Huynh thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000301

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn